

## 南相馬市病院事業の設置等に関する条例の一部改正の概要

## 1 条例改正の趣旨

本年 3 月に策定した「南相馬市立病院病床再編計画」に基づき、南相馬市立総合病院附属小高診療所を設置するもので、東日本大震災の影響で使用不可能となった市立小高病院本館の解体工事に伴い、診療場所を小高保健福祉センター内とし、騒音や振動を避けて診療を継続するため、必要な条例の改正を行うもの。

## 2 小高診療所の概要

- 施設 の 名 称：南相馬市立総合病院附属小高診療所
- 位 置：南相馬市小高区小高字金谷前 8 4 番地
- 診 療 科 目：内科、外科
- 施設の配置図：別添（資料 1 - 2）のとおり
- 診 療 開 始 日：令和元年 8 月 1 日（予定）

## 3 市立小高病院の取扱い

市立小高病院は、南相馬市立病院病床再編計画に基づき、市立総合病院に一部病床の移管に向けて、現在、国・県等との協議中であるため、当該設置条例中には名称、位置及び病床数を残したままとする。

また、今後、国・県等との協議や必要な事務手続き等が終了した時点で、必要な条例改正等を行う予定である。

## 4 南相馬市病院事業の設置等に関する条例の一部改正

改正後		改正前	
(施設の名称及び位置)		(病院の名称及び位置)	
第 2 条 <u>病院事業を行う施設の名称及び位置</u> は、別表第 1 のとおりとする。		第 2 条 <u>病院の名称及び位置</u> は、別表第 1 のとおりとする。	
別表第 1（第 2 条関係）		別表第 1（第 2 条関係）	
名称	位置	名称	位置
【略】		【略】	
南相馬市立小高病院	【略】	南相馬市立小高病院	【略】
南相馬市立総合病院 附属小高診療所	南相馬市小高区小高字 金谷前 8 4 番地		

別表第2（第3条関係）		別表第2（第3条関係）	
名称	診療科目	名称	診療科目
【略】		【略】	
南相馬市立小高病院	【略】	南相馬市立小高病院	【略】
南相馬市立総合病院 附属小高診療所	内科、外科		

① 施行期日

・この条例は、令和元年8月1日から施行する。

② 本条例の一部改正（素案）に係るパブリックコメントについて

・実施期間：令和元年5月7日～5月26日（意見あり・別添（資料1－3）のとおり）

③ 小高区地域協議会（令和元年5月30日）への諮問結果

・別添（資料1－4）のとおり

5 「南相馬市立病院事業の設置等に関する条例の一部改正」に伴う条例の一部改正  
条例名称

- ・南相馬市職員の給与に関する条例
- ・南相馬市病院事業使用料及び手数料条例
- ・南相馬市立病院医師修学資金貸与条例
- ・南相馬市立病院専門医研修資金貸与条例
- ・南相馬市立病院医師修学（臨時特例）資金貸与条例

6 「南相馬市立病院事業の設置等に関する条例の一部改正」に伴う規則等の一部改正

6月議会に上記の4、5条例の一部改正を議案として提出し、議会の議決を受けた後に当該条例改正に付随する規則等の改正については、条例施行日の令和元年8月1日まで整備することとする。（別添（資料1－5）のとおり）

7 小高病院本館建物の対応について

外構は修繕したものの内部や設備については損壊も激しいことから、他施設への転用もできない状況にあり、国が所掌する公物解体の対象となることから、市立病院全体の病床再編について国・県等との協議や必要な事務手続き等が終了した以降に解体工事を行うこととする。